

志津南学区ふれあい推進委員会規則

令和2年4月1日

志津南学区ふれあい推進委員会

志津南学区ふれあい推進委員会規則

(名称)

第1条 この会の名称は、志津南学区ふれあい推進委員会（以下「委員会」という）と称する。

(事務所)

第2条 委員会の事務所は志津南まちづくりセンターに置く。

(目的)

第3条 委員会は、地域住民が主体となった地域のふれあい活動を推進し、「憩いとふれあいがあり、お互いがたすけあいながら誰もが安心して住み続けられる町」をめざすことを目的とする。

(活動)

第4条 委員会は、前条の目的を達成するため

- (1) 「志津南学区ふれあいまつり」の企画、運営及び連絡、調整を行う。
- (2) 学区内のふれあい活動への参画。

(構成)

第5条 志津南学区ふれあい推進委員（以下「委員」という）は、各町内会および自治会（以下「町内会等」という）の副会長がその任に就く。
2 委員会には委員長、副委員長を置き、委員の互選とする。

(役員の仕事)

第6条 委員長と副委員長を役員とし、その仕事は次の通りとする。

- (1) 委員長は、委員会を代表し会務を統括する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故ある時はその職務を代行する。

(会議)

第7条 委員会は原則月1回とし、必要に応じて臨時に開催することができる。

- 2 会議は委員長が招集する。
- 3 ふれあいまつりに出店または出演する団体等については、必要に応じて委員会に出席を求める。

(事務局)

第8条 委員会に事務局を置く。

- 2 事務局には事務局員数名を置く。
- 3 事務局の統括として事務局長を置く。
- 4 事務局長は事務局員の互選とする。
- 5 事務局は、第3条の活動をサポートし、事務処理と協力団体や出演者との連絡、調整を行う。
- 6 事務局に会計を置き、ふれあい推進委員会の会計全般を処理する。
- 7 事務局に必要に応じて協力員を置くことができる。

8 事務局員の任期は原則1年とし、再任を妨げない。

(会計年度)

第9条 委員会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(経費)

第10条 委員会の経費は、助成金、志津南学区まちづくり協議会の活動費、模擬店チケット代金および寄付をもってこれに充てる。

(規則の改廃)

第10条 この規則の改廃は、委員会の過半数の議決をもって行うことができる。

付則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

付則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

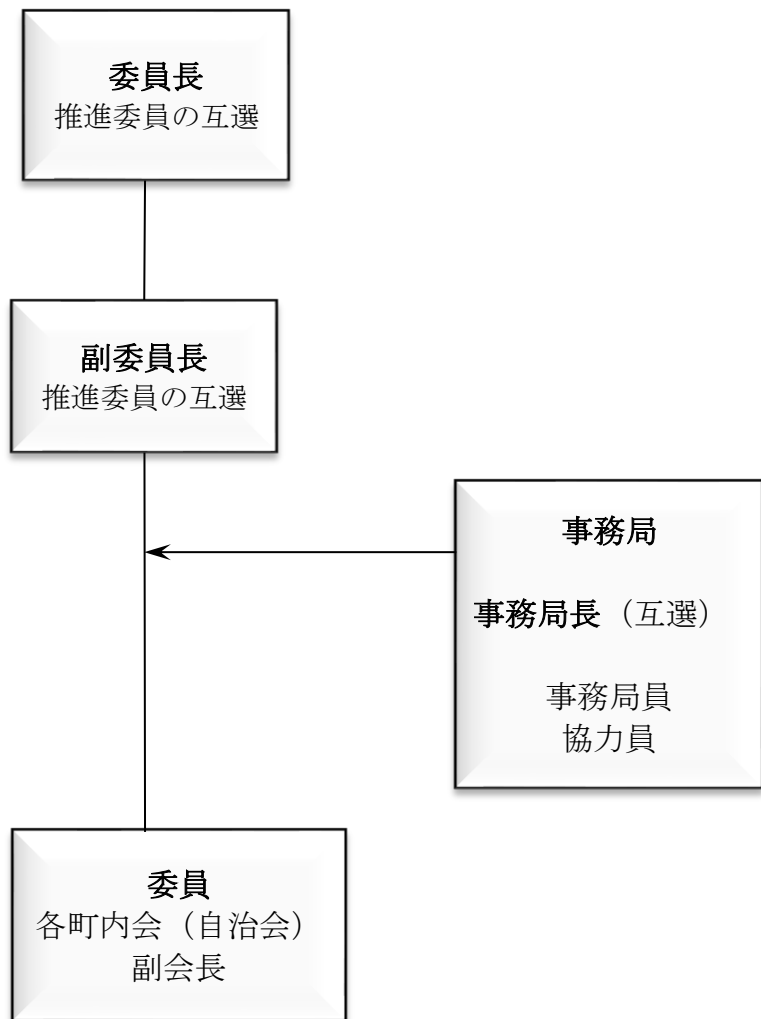
付則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

付則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

志津南学区ふれあい推進委員会組織図



委員会の主な業務

4月	ふれあい推進委員会（第1回） 委員長、副委員長選出 模擬店メニューと担当の確認
5月	ふれあい推進委員会（第2回） 各委員の役割分担確定 ふれあいまつり概要調整 プログラム調整・折衝・依頼など
6月	ふれあい推進委員会（第3回） ふれあいまつり概要決定 プログラム確定・折衝・依頼 模擬店材料見積り
7月	ふれあい推進委員会（第4回） ふれあいまつり全般の再確認 プログラム確定・折衝・依頼
8月	
9月	ふれあい推進委員会（第5回） イベント機器申し込み（2か月前） チケット申し込み開始 町内会（自治会）単位でチケット申し込み集計
10月	ふれあい推進委員会（第6回） チケット印刷・仕分け・配付 プログラム配布とチケット代金の集金、納金 チケット現金販売（3日間） 模擬店材料見積り・発注 官公署許可申請書提出
11月	志津南学区ふれあいまつり開催 ふれあい推進委員会（第7回） 志津南学区ふれあいまつり反省会
12月 ～ 2月	ふれあい推進委員会（第8回） 次年度の諸準備 次年度委員内定 翌年度の申請書類などの作成・提出
3月	ふれあい推進委員会（第9回） 次年度引継ぎ確認